

対米請求権問題の解決に伴う
諸事業について(答申)

昭和58年4月5日

沖縄県対米請求権事業調査委員会

諮問第 1 号

沖縄県対米請求権事業調査委員会

定款第 25 条の規定により、次の事項について諮問します。

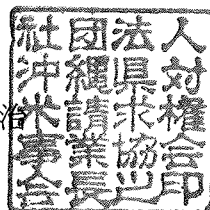
定款第 4 条に規定する下記の各号に掲げる事業について、
事業の採択及び具体的な実施方法は如何にすべきか。

- (1) 被害者等の福利増進に関すること。
- (2) 市町村が、独自に実施する被害者等のための事業に対する資金の助成に関すること。
- (3) 地方公共団体又はその他の団体が実施する、沖縄における文化の高揚及び地域の振興を図るための事業に対する資金の貸付に関すること。
- (4) その他協会の目的を達成するために必要な事業。

昭和 57 年 8 月 24 日

沖縄県対米請求権事業協会

会 長 西 銘 順



沖 対 調 第 1 号

昭和58年 4 月 5 日

社団法人

沖縄県対米請求権事業協会

会 長 西 銘 順 治 殿

沖縄県対米請求権事業調査委員会

委員長 久 貝 良 順

対米請求権問題の解決に伴う 諸事業について（答申）

沖縄県対米請求権事業調査委員会は、昭和57年 8 月24日付け諮問第 1 号をもって諮問のあった別添事項について、対米請求権問題の性格、特別支出金の意義、その他、対米請求権事案の現地調査及び関係資料等について調査審議を行った結果、当面の措置として、次のように意見をとりまとめたので答申する。

なお、当委員会としては、引き続き長期的展望に立って、より適

切な事業の推進を図るべく調査審議する必要があると考えるが、当面、別記に掲げる事業については、所要の措置を講ぜられるよう要望するものである。

まえがき

本県においてこれまで提起された、いわゆる対米請求権の問題は敗戦に伴い、長期間にわたって国の施政権のそとにおかれ、その制度上の差異等から派生した県民の損失損害に対する補償問題をいうものである。

この対米請求権問題は、法令上明確な定義付けがなく、また、その損失等の形態があいまいでかつ不確定なものである。これは、米国の直接統治下にあつて、あらゆる分野において外交権や諸制度の埒外でおきた多種多様の不利益や損失等県民生活にあたえたことを考えた場合やむをえないことである。

県と市町村が「戦後処理と復帰処理問題」の重要な懸案事項に位置づけ、政府に提出した要請書の中で類形した被害項目は、米軍の土地使用に係る損失等の形態をなすものではあつても、それをもつて米国施政下における県民の不利益や損失等のすべてを包含したものではないことは明らかである。

政府は、この特異な対米請求権問題の解決に関し、国と被害者との間に権利義務の関係はないとしながらも、戦後27年間、米国の直接

統治下にあったという本県の極めて特殊な態様にかんがみ、沖縄復帰対策要綱第3次分（昭和46年9月3日閣議決定）において「実情を調査のうえ適切な措置を講ずる」という基本方針の下に、爾来、長期にわたって具体的措置等のため、県及び市町村も含め各面から検討を行ってきた。

その結果、対米請求権事案中、個人の生命身体にかかわる事案に関しては、その性格上、個人払いによる解決措置とし、それ以外の土地関係等事案に関しては、団体払いによる解決が最善であるとの結論に至ったものと思われる。

ところで、この土地関係等事案に係る解決措置の背景には、いわゆる証拠主義による個人払いに比べ、団体払いによる解決措置が対米請求権問題の解決に期待する県民の要求に合致する最善の措置として、その特異性等を総合的に判断し決定されたものと思料される。

沖縄県対米請求権事業協会は、この解決措置に伴い協会の「定款」に基づき、所要の事業によって、対米請求権事案に係る被害者等の救済を行うこととなったが、対米請求権問題の有する特異性等をはじめ、政府における解決措置の背景を十分に見極めた上で事業策定に望むことが最も肝要である。

基本方針

- 1 対米請求権問題の解決に伴い、国から交付される特別支出金は、いわゆる対米請求権事案に係る被害者等を受益者として所要の事業を行うことを目的に交付されるものである。ところでこれら事業の対象者が不特定のため、公平な利益配分を確保する上で一定の基準を設ける必要があること。
- 2 一方、対米請求権問題の解決は、米国の統治下にあった本県の特殊な事情を配慮した措置となっている。従って、対米請求権問題の本質と県民とのかかわりあいを勘案し、広く県民を対象とした事業について十分配慮する必要があること。
- 3 特別支出金は、個々人の被害請求の積上げではなく、未請求事案をも含めた、いわゆる残されたすべての対米請求権事案に対する解決措置となっていることにかんがみ、広く県民の理解と協力がえられるように努めること。
- 4 特別支出金は、昭和56年度を初年度として昭和62年度までの7ヶ年にわたって交付されるもので、未だ交付途中にある。従って、事業計画の策定とその実施にあたっては、運用資金の発生状況等を十分に配慮すること。
- 5 なお、特別支出金は、本県の施政権返還にかかわる歴史上極めて意義ある貴重な浄財でもあり、永続的な基金として継承することが望ましいこと。

事業計画策定における課題

対米請求権問題の解決措置は、個人払いに代わる措置としてその交付を受ける団体、すなわち、沖縄県対米請求権事業協会の自主的な事業活動によって被害者等の利益回復を図ろうとするものである。

周知のように、この問題は、ほとんどの事案が占領後の米軍による土地接収やその存在及び運用並びに軍人軍属の行為等によってもたらされた損失損害であるが、それは、長い年月の経過により被害事実の証明、米軍との因果関係等の立証が極めて困難となっている。

かかる状況にあって、この問題の解決推進にあたった沖縄返還協定放棄請求権等補償推進協議会（昭和48年5月18日設立 昭和56年5月22日解散）においては、全体的な利益を図ることが最も得策であると判断し、今回の解決措置となったものである。

ところで、この対米請求権問題は、県と市町村の呼びかけによって、県民的な高まりの中で訴え求めつづけてきた要請経緯もあって一部には被害者に対する損失補償の建前論（個人払い）があることは否めず、より慎重な対応が望まれるところである。

このため、ここで協会に望むことは、前述の基本方針に掲げた各事項について共通の認識を持ち、この問題解決の上で定款の求める普遍的事業とはいったい何なのであるかについて慎重に検討し、かつ、

県民利益に合致した社会的妥当性を踏まえ、被害者等の福利増進及び地域の振興等を図る措置を講ずるよう特に配慮することが大事である。

対米請求権事案に係る被害者等の生活環境等整備に関する助成事業

1 事業の意義

- (1) 本県が、復帰後本土との格差是正と自立的発展の基礎条件の整備を図るため、沖縄振興開発計画の下に種々の特別措置が講ぜられ、県勢の発展はもとより、産業基盤の整備、教育・文化の振興、生活環境及び住民福祉の増進等行政全般にわたって飛躍的発展を遂げてきた。
- (2) しかしながら、今なお、県民所得をはじめ、社会資本の整備、社会福祉・保健医療施設等の分野において格差があり、また、基地の存在ゆえに立遅れた周辺住民の生活環境の整備など県、市町村ともその対策に努力しているところである。
- (3) ところで、本県は、過疎地域及び離島を多く抱えており、各市町村とも自主財源が乏しいこととあいまって、財政基盤が弱く財源の捻出に苦慮している状況である。そのうえ、行政需要はますます増大し、住民のニーズも複雑多様化しており、その対応が市町村の共通の課題となっている。
- (4) 上記の状況を踏まえ、対米請求権事案に係る被害者等の所在

地域における生活環境、産業振興、社会福祉、教育、文化等の基盤整備及びコミュニティ活動の促進を図るため、原則として市町村が行う国又は県の補助対象とならない当該事業に対し助成措置を講ずることによって対米請求権事案に係る被害者等の福利増進と地域の振興に寄与しようとするものである。

2 事業の実施形態

- (1) 当該事業は、市町村が行う公共施設整備事業に要する経費を協会が交付し、執行するものとする。
- (2) 市町村は、当該事業について助成を受けようとする場合、交付申請書を提出のうえ協会の交付認定を受けるものとする。

3 助成事業の対象

当該事業の対象は、次のとおりとし、その助成率については毎年度の予算を勘案し、また、国・県の補助基準等も参考のうえ定めるものとする。

- (1) 生活環境施設整備事業
- (2) 産業振興施設整備事業
- (3) 社会福祉施設整備事業
- (4) 教育・文化施設整備事業
- (5) コミュニティ活動促進事業

対米請求権事案に係る返還土地の原状回復に関する事業

1 事業の意義

米軍は、占領と同時に軍事基地の構築のため広大な土地接收を行った。これらの米軍使用土地のうち、復帰の日の前日までに返還されたもので、その使用に伴い形質変更等の被害を受けながら現在なお、従前の目的に供することが妨げられ、土地利用の上で隘路となっているものもある。このような土地に対し、原状回復の措置を講ずることによって、対米請求権事案に係る被害者等の福利増進に寄与しようとするものである。

2 事業の実施形態

- (1) 当該事業は、協会が管理執行するものとする。
- (2) 当該事業は、その必要があると認めるものについては、対米請求権事案に係る被害者等で組織する団体に対し、所要の経費を助成する措置を配慮するものとする。

3 事業の対象

当該事業の対象は、次の各号に適合するものとする。

- (1) 米国施政下においてその使用に供され、返還された土地であ

ること。

- (2) 上記の返還土地が、米軍の使用に伴い形質変更等の被害を受け、そのことによって従前の目的に供することが妨げられていると認められること。
- (3) 当該返還土地に対し、被害に対する補償等の措置がなされていないこと。

対米請求権事案所在市町村助成金交付事業

1 事業の意義

本県は、敗戦とそれにつづく米国の軍事施政のもとで、広大な基地構築をはじめ、基地の存在に伴って種々の損失損害を余儀なくされてきた。

この状況下において、市町村はこれら発生する被害事案のうち制度上の違いによって米側が、その補償措置を認めない事案に対しては最終的には、いわゆる対米請求権事案として位置づけて精力的に取り組んできたところである。

- (1) 特に市町村においては、この問題解決のため次のことについて可能な限り対処してきた。
 - A 対米請求権事案の調査と請求書のまとめ
 - B 国の実態調査に伴う対応

C その他、国に対する要請活動等

- (2) 対米請求権事案は、まことに複雑多岐であり、公正妥当な事業運営を期するには、どうしても市町村が、自主的に地域に即した対米請求権事案に係る被害者等援助事業の促進を図らねばならず、これに要する業務量、経費等は相当のものがある。
- (3) 協会の運営及び事業の執行は、市町村の協力が不可欠でありそれに要する経費は少なからぬものがある。

以上のことから、当該助成交付金制度を創設し、定款に定める対米請求権事案に係る被害者等援助事業を円滑に運用する必要がある。

2 事業の実施形態

- (1) 当該事業は、市町村が行う対米請求権事案に係る被害者等のための事務、事業に要する助成金を交付し、執行するものとする。
- (2) 市町村は、当該事業に係る交付金を受けようとする場合、交付申請書を提出のうえ、協会の交付認定を受けるものとする。

3 助成交付金の使途

当該交付金の使途は、次のとおりとする。

- (1) 対米請求権事案に係る被害者等援助事業

- (2) 市町村が自主的に行う対米請求権事案に係る調査業務
- (3) 市町村が協力的に行う協会の運営及び各種事業の執行に伴う
経常的な業務
- (4) その他、協会が必要と認める事務・事業

4 助成金の算定配分

助成金は、市町村均等割、人口割、接收農地、返還土地、その他の対米請求権事案等を勘案し、配分するものとする。

対米請求権地域振興資金助成事業

1 事業の意義

- (1) 本県が、復帰後本土との格差是正と自立的発展の基礎条件の整備を図るため、沖縄振興開発計画の下に種々の特別措置が講ぜられ、県勢の発展はもとより、産業基盤の整備、教育・文化の振興、生活環境の整備及び住民の福祉増進等行政の全般にわたり、飛躍的発展を遂げてきたのは周知のとおりである。

しかしながら、今なお、県民所得をはじめ、社会資本の整備、社会福祉、保健医療施設等の分野において立遅れた面があり、県及び市町村ともその対策が共通の課題となっているところである。

(2) 本県は、過疎地域及び離島を多く抱え、そのうえ各市町村とも財政基盤が弱いため、補助事業及び単独事業を行うにも困難をきたしており、地方債、振興資金等に大きく依存している実情である。

特に本県市町村は、自主財源が乏しい上に国の緊縮財政とあいまって、本土との格差是正や公共施設整備あるいは地域振興等増大する行政需要への対応とその財源確保が当面の大きな課題である。

(3) そこで、厳しい市町村財政の基盤強化と旺盛な行政需要に側面的に協力するため、市町村（一部事務組合を含む。）が行う公共施設整備事業の経費に必要な資金の貸付け若しくは縁故債に係る利子補給の措置を講ずる、いわゆる地域振興資金助成事業を実施し、広く県民の福祉増進と地域の振興を促進するものとする。

2 事業の実施形態

この事業の実施に当たっては、当面、次の三つの方法が考えられるが、制度上の問題や市町村のニーズを踏まえ、適切な措置を講ずる必要がある。

(1) 沖縄県市町村振興資金貸付基金への繰り入れ

当該資金の貸付事業の運用に当たっては、市町村の単独事業

及び補助事業を円滑に促進するため、現在、県において設置されている市町村振興資金との協調融資の形態をとるものとする
すなわち、資金の効果的な活用を図る上から協会が市町村の資金需要額を県に貸付け、県は協会に代ってこれを市町村に融資する方法である。

(2) 起債許可対象事業に対する貸付

自治省の起債許可を受けた事業に対し、縁故債の引き受け機関としての役割を担う方法である。

(3) 縁故債にかかる利子補給

市町村が行う公共施設整備事業等の資金として金融機関等から融資を受ける場合、当該縁故債に係る利子負担を軽減するため、利子補給する方法である。

3 助成事業の対象

当該事業の対象は、市町村が行う次の公共施設整備事業とするものとする。

- (1) 土木施設整備事業
- (2) 産業振興施設整備事業
- (3) 安全防災施設整備事業
- (4) 衛生施設整備事業
- (5) 教育・文化施設整備事業

- (6) 福祉施設整備事業
- (7) その他、必要と認められる事業

対米請求権育英資金助成事業

1 事業の意義

- (1) 本県は、去る大戦により県土が焦土と化し、多くの有為な人材を失い、そのうえ27年間の長期にわたって施政権が分離されるなど、歴史的苦難の道を余儀なくされた。そして、幾多の変遷を経て郷土の復興と復帰が実現し、今日のようなめざましい発展を遂げたのである。

資源の乏しい本県にあって、その原動力となったのは何といっても県民のすぐれた英知と不断の努力のたまものである。換言すれば、有為な人材なくしては沖縄の再建はありえないことであり、人づくりの尊厳さを身をもって体験しているのである。従って、今後とも本県の自立的発展を図るためには、有為な人材の養成が強く望まれているところである。

- (2) 上記のことを踏まえ、さらに、次代を担う有為な人材の育成が本県における教育、文化及び産業振興の基本であることにかんがみ、対米請求権事案に係る被害者等への援助事業の一環として優秀な学徒で、しかも、経済的な理由によって修学が困難

な者に対し学資の援助を行う、いわゆる育英事業を実施することにより、広くすぐれた人材を養成し、教育の機会均等並びに県民福祉の増進に資するものである。

2 事業の実施形態

当該事業は、財団法人沖縄県人材育成財団等（以下「財団」という。）がその定めにより行う育英事業を促進するため、協会は財団に対し、事業に必要な経費として助成金を交付し、財団は交付条件に基づいて事業を管理執行するものとする。

3 助成事業の対象

当該事業の対象は、財団が行う育英事業とし、奨学生等の資格奨学金の貸与額、貸与期間、返還及び返還の免除並びに給与等については、財団の定める規程等に準じ（ただし、財団において資格要件を県出身者の子弟に制限している場合、対米請求権事案に係る被害者等の子弟に関してはこの限りでない。）奨学生等の選考に当たっては次の事項を留意するものとする。

- (1) 定款第3条に定める対米請求権事案に係る被害者等の子弟
- (2) その他、財団が協会と協議のうえ必要と認める者

別 添

定款第4条に規定する下記の各号に掲げる事業について、
事業の採択及び具体的な実施方法は如何にすべきか

- (1) 被害者等の福利増進に関すること
- (2) 市町村が、独自に実施する被害者等のための事業に対する資金の助成に関すること
- (3) 地方公共団体又はその他の団体が実施する沖縄における文化の高揚及び地域の振興を図るための事業に対する資金の貸付に関すること
- (4) その他協会の目的を達成するために必要な事業